

2010年1月21日

国立大学法人東北大学
理事（人事担当） 折原 守 殿

国立大学法人東北大学職員組合
執行委員長 佐藤 秀夫

給与改定によって生じる「7億円」の使途について（照会）

10月21日、28日、11月11日の3回の団体交渉で、2009年度のボーナス0.35月引き下げによって浮く人件費の規模については、総額6億7,600万（教員4億4,000万<部局渡し切り>、職員2億4,000万）という説明を受けています。

これに本給0.2%引き下げ、自宅にかかる住居手当の廃止（2009年度は2010年1月～3月。2010年度以降は12カ月分）によって浮く人件費を含めれば、2009年度の給与改定によって浮く人件費は、毎年「7億円」と想像します。不正確でしたらご訂正ください。

この「7億円」の使途については、11月11日の団体交渉で、「代償措置その他関連する他の労働条件の改善」として以下の説明がありました。

「代償措置その他関連する他の労働条件の改善」

- （1）勤勉手当における優秀者選考の増員<代償措置>
- （2）研修経費の充実<関連する他の労働条件の改善>
- （3）業務改革推進関連経費<関連する他の労働条件の改善>
 - ・その他、保育所新設やインフルエンザ対策等について検討中。

「代償措置その他関連する他の労働条件の改善」のそれぞれの計画の規模については、その時点では、責任をもって回答できないとのことでした。

すでに1月下旬、第一期中期目標期間の終了は目前です。

現時点では、2009年度の「7億円」の執行計画について、すでに本部でも確定し執行していることと思いますし、また各部局も、すでに本部に報告し承認を得て執行していることと思います。

この「7億円」の執行計画について、組合に文書でご提供ください。その際、部局渡しきり部分とそれ以外の部分とに分けて示して下さい。提供の期日につきましては、今回の団体交渉までによりしくお願いいたします。